

2022.4月全面施行!

中小企業も完全義務化の「パワハラ防止法」何が義務化になったのか!?

パワハラを未然に防ぐためにいま企業ができること

## ハラスメント加害者にならないための コミュニケーションと コーチングのきほん

2020年6月に施行された“労働施策総合推進法(パワハラ防止法)”が2022年4月から中小企業も含めて完全義務化されました。テレワークの普及などによりパワハラの実態が見えにくくなったり、コミュニケーションの変化による新たなハラスメントも発生しつつあるなか、企業は対策として何を講じるべきなのか。パワハラの実態や定義や指導との違い、企業がとるべき対応、経営者や経営幹部がハラスメント加害者にならないためのコーチングと傾聴力の基本、人材育成に役立つコミュニケーションスキルなどを解説します。  
この機会にぜひご参加くださいませ。

L.C.L 代表

ねもと まさこ  
根本 ディーコン 雅子 氏



大学卒業後、大手商社へ入社。  
医療機器システム部ODA海外プロジェクトチームに配属。入社以来、ODA案件の主に病院建設・大学建設に関わる。エチオピア国厚生省病院等、数多くのプロジェクトに関わり、プロジェクトマネジメントのアシスタントとして学びながら、海外要人の接客やプロジェクト施工に関わる。その後、渡英し、ビジネスコンサルティング会社で契約コンサルとして、危機管理やプロジェクトマネジメントに関わる。主に、中近東のパイプライン建設のジョイントプロジェクトに関するチームビルディングで貢献。コーチングをベースとしたマネジメントコンサルティングの深さに魅せられ、コーチングのカレッジに行きスキルをアップ。コーチングをベースにした企業研修、セミナー等で活躍中。

日時 2023年 **1**月 **23**日(月)  
14:00~16:00

場所 下館商工会議所 (筑西市内360スピカ6階)

受講料 無料 定員 15名

対象 中小・小規模事業者 (会員・非会員問わず)

講座内容

- ・改正労働施策総合推進法の概要
- ・ハラスメントといわれたいコミュニケーション
- ・経営者が身に付けるべき傾聴力の基本
- ・コーチングの考え方
- ・モチベーションを上げる人材育成

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、FAXにてお申し込みください。

【ご参加される皆さまへ】 マスク着用でご参加くださいますようお願いいたします。発熱や風邪症状、体調の悪い方は参加をお控えください。会場では換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席等、新型コロナウイルス感染予防に努めます。感染状況により、変更になる場合がございますので、ご承知おきくださいませ。

受講申込書

下館商工会議所 行

FAX:0296-25-0412

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名	(複数のご参加可能)		

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。